

税務調査の事前準備①

週刊税務通信2025年1月27日号No.3836「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

調査の事前連絡

Q1. 税務調査が任意であれば、拒否することはできますか？

税務調査は、納税者の承諾に基づき行われるものですが、正当な理由なく調査官の質問に拒否した場合は罰則規定があり、実際は受けざるを得ません。ただし、不本意な事項があれば調査官に申し入れるべきです。

Q2. 税務調査の日程は変更できますか？

日程については、税務署から税理士に打診があり、お互いが合意すれば、その後に事前通知として調査対象税目・調査対象期間・日程・場所・開始時間・担当する調査官の氏名が伝えられます。日程を決める際は、会社の都合を優先してもよく、繁忙期を避けて調整することも可能です。

通知後でも、入院や親族の葬儀等、業務上やむを得ない事情が生じた場合は、日程の変更を協議します。

Q3. 予定した調査の日数等は変更されることはありますか？

税務調査を進めている段階で内容を詰め切れず、調査官より日程の追加を要望される場合があります。しかし、会社側にも都合がありますので、調査官の疑問点を確認し、資料を後日提示することで対応できないか協議する余地もあります。

また、調査の途中で取引先への反面調査が必要となり、その結果改めて臨場調査をしたいとの申入れの場合もあります。その場合は、論点が明確なので最小限の時間でとどめるように要望します。

逆に、調査がスムーズに進めば早く終わることもあるので、協力するのも上手な対応方法です。

Q4. 事前通知で前3期分を調査対象と言われたが、それ以前の事業年度を対象とすることはありますか？

対象事業年度の前事業年度については、取引の発生時点や継続性をチェックするため、対象事業年度の翌事業年度については、売上の期ズレや在庫状況を確認する目的でありえます。あくまでも対象事業年度の内容を調べるものなので、調査官が何を確認したいのかを明確にして、その範囲で資料を提示すればよいです。

ただし、前事業年度が疑われる場合は、調査官より対象事業年度の追加が通知され、法人税の時効は5年（重加算税対象は7年）まで調査の対象期間となり得ます。

Q5. 調査官より、パソコンを見たい旨の申し出がありましたが、対応しなければいけませんか？

調査では、会社は法律に定められた範囲の帳簿や証憑類の提示をすればよく、紙での資料でも構いません。ただし、2022年の改正電子帳簿保存法により、電子保存が必須である思慮については、パソコンを見せる必要があります。よって、社員の業務に支障が無いよう、税務調査対応用にパソコンを1台用意しておくのも手です。

Q6. 税務委調査の前に、元帳等を提示してもらえないかと要請がありますが、対応しなければいけませんか？

あくまで協力の要請なので、どうするかは会社の判断です。ただし、事前に元帳をチェックし疑問点をまとめておけば、臨場調査で効率よく調査を進めることができるので調査時間の短縮につながります。

【今月の経営格言】社長とは、企業の将来に手を打つ人である。
by 一倉定（経営コンサルタント）

新事業は、軌道に乗って収益の柱になるには3年かかる。ということは、3年後のことを今日から始めなければ間に合わない。前向きに物を考え、前向きの手を打つ、これが社長の仕事である。社長とは、企業の将来に関することをやる人である。 「一倉定の経営心得」より